

亀山市防火協会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、亀山市防火協会と称する。

第2条 本会の事務所は、亀山市消防本部内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、防火思想の普及啓発及び消防施設の強化並びに会員相互の連絡協調を図り、住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 火災予防思想の普及啓発に関すること。
- (2) 防火管理者及び危険物取扱者の指導育成に関すること。
- (3) 消防施設等の強化拡充及び防火教育の実施に関すること。
- (4) 危険物取扱い技術の向上及び危険物に係る災害の防止に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 組 織

第5条 本会は、消防法令の規定による関係者及びその他本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

第7条 本会に代議員を置く。

2 代議員は、会員の互選により選出する。

3 代議員の選出方法は別に定める。

第8条 役員及び代議員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務にあたるものとする。

3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は会務を審議し、事業執行に参画する。

4 監事は本会の業務及び財産の状況を監査する。

5 代議員は会員に代わってその意思を表明し、会務を審議する。

第10条 本会に顧問及び相談役並びに参加を置くことができる。

2 顧問及び相談役並びに参加は理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応ずる。

4 参加は本会の事務に参加する。

第11条 本会に次の職員を置く。

(1) 主 事 若干名

(2) 書 記 若干名

2 主事及び書記は会長がこれを委嘱する。

第4章 会 議

第12条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、役員と代議員とによって構成する。

第13条 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回、臨時総会は必要により会長がこれを招集し、次の事項を審議する。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 会則の改正に関すること。

第14条 理事会は、会長が必要に応じ招集し、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出する議案に関すること。

(2) 事業計画の運営に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

第15条 各会議の議長は、会長があたる。

第16条 会議は、招集人員の半数以上の出席がなければ開催することができない。ただし欠席者がその権限を出席者に委任した場合は、出席者とみなす。

第17条 議事は出席者の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長がこれを決するものとする。

第5章 会計及び帳簿

第18条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第19条 本会の会費は、年額1口1,000円とし、会員は2口以上を負担するものとする。

2 会費の納期は、毎年6月末日までに納入するものとする。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 経費の余剰金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

第21条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿 (2) 現金出納簿 (3) 会議記録簿 (4) 表彰者名簿
- (5) その他の帳簿

第6章 雑 則

第22条 この会則に関し必要な事項は理事会に諮り、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は昭和43年4月1日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に改正前の亀山市防火協会会則第8条の規定に基づいて選任された役員については、この会則により選任されたものとみなす。
ただし、この場合の任期は改正前の会則に基づく残任期間とする。
- 3 この会則の施行の際、新しく役員となった者の任期は、前項の残任期間とする。

附 則

この会則は昭和55年7月2日から施行する。

附 則

この会則は昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この会則は昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成17年1月11日から施行する。

附 則

この会則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成23年4月1日から施行する。